

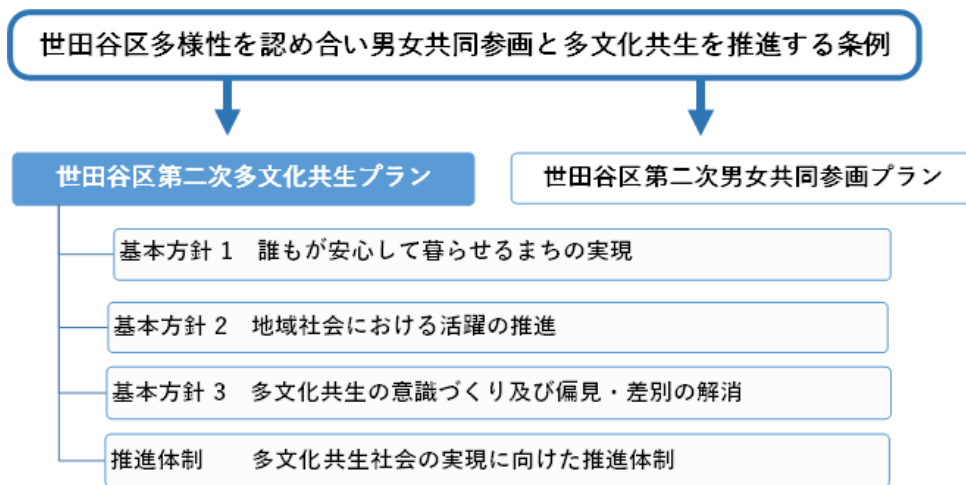
令和 6 年度(2024 年度) 世田谷区第二次多文化共生プラン

取組み状況報告書（概要版）

令和 7（2025）年 9 月 世田谷区生活文化政策部文化・国際課

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について（本編 p.2）

「世田谷区第二次多文化共生プラン（以下、「第二次プラン」という。）」（令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度）は、多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



第二次プランの体系（本編 p.2、5）

第二次プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまちせたがや」という基本理念のもとに 3 つの基本方針を掲げています。

第二次プランの進行管理と取組み状況報告について（本編 p.2）

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、第二次プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標（本編 p.2、6～9）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※による把握）

調査項目：多文化共生が進んでいると思う区民の割合				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
37. 7%	44. 3%	46. 2%	50%	55%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標

①世田谷区民意識調査※による把握

調査項目：外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
15. 6%	17. 6%	14. 9%	25%	30%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
31.1%	35.6%	29.2%	40%	45%以上

②外国人アンケート調査※2による把握

調査項目：外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合【重点①】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
52.5%	53.7%	49.4%	65%	75%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時（2023 年度）	前回の調査 （2024 年度）	直近の調査 （2025 年度）	目標値 （2025 年度末）	目標値 （2027 年度末）
42.6%	51.9%	44.3%	50%	55%以上

※1 「世田谷区区民意識調査 2025」

世田谷区在住の満 15 歳以上の区民（外国籍含む）5,000 名を対象に実施。

※2 「外国人アンケート調査」

区内在住の 15 歳以上の外国籍区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：1,000 名）

【数値目標に対する評価と課題】（本編 p.7）

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区区民意識調査による把握 ※P8、63～82 参照）

「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 8.5 ポイント、前回調査時（2024 年度）より 1.9 ポイント上昇し、46.2% となった。
- ・最終的な目標値 55%以上を達成するため、引き続き関係各課と連携しながら多文化共生施策を推進していくとともに、第二次多文化共生プランに基づく取組みについて区民への周知を強化していく必要がある。

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区区民意識調査による把握 ※P8、63～82 参照）

重点②「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 0.7 ポイント、前回調査時（2024 年度）より 2.7 ポイント減少し、14.9% となった。
- ・「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思わない」と回答した割合についても、前回調査時の 39.7%から 22.0%へと 17.7 ポイントと大きく減少している。一方で、「わからない」と回答した割合は 6 割以上となっており、前回調査の 47.5%から 61.7%と 14.2 ポイント増加している。このことから、回答者の中で地域活動へ参加したことがない人が多く、「思う」「思わない」の判断ができず「わからない」の回答が増加していると考えられる。
- ・外国人住民だけでなく、日本人住民もともに活動に参加していくことができる仕組みづくりが必要であり、引き続きせたがや国際交流センターと連携しながら、交流イベント等を実施していく。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 1.9 ポイント、前回調査時（2024 年度）より 6.4 ポイント減少し、29.2% となった。
- ・「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」が減っている要因として、実体験としてではなく、昨今の外国人等による犯罪や迷惑行為等、日本社会全体における外国人等への印象が少なからず影響していると考えられる。
- ・外国人アンケート調査による同項目の数値（44.3%）よりも約 15 ポイント低い数値となっており、外国人住民と日本人住民の意識に差が生じていることが分かる。引き続き、多文化理解講座や交流イベント等を実施し、日本人住民側の受入れ意識の醸成を継続・強化していく必要がある。また、多文化共生リーフレットを広く活用し、多文化共生の意識づくりを推進していく。

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査による把握 ※P9、83～93 参照）

重点①「外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）より 3.1 ポイント、前回調査時（2024 年度）より 4.3 ポイント減少し、49.4% となった。

- ・前回調査時よりも減少となったが、外国人アンケート調査の回答数は前年度よりも大幅に上昇したことで、より信頼性の高い回答結果を反映することができている。(外国人アンケート調査の回答数…2024 年度：54 件、2025 年度：253 件)
- ・前回調査時よりも減少となったが、約 5 割の外国人住民が「世田谷区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人住民に対する支援が充実していると思う」と回答している。一方で、『何の支援があるか把握していない』『支援を受けたことがない』という声も多くあった。外国人住民に情報が適切に届くよう、多言語での情報発信や相談窓口の周知等を強化していく必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023 年度）よりも 1.7 ポイント上昇しているものの、前回調査時（2024 年度）より 7.6 ポイント減少し、44.3%となった。
- ・前回調査時よりも減少となっている要因については、重点①と同様である。
- ・区内在住外国人数は大幅な増加を続けており、多文化共生施策の重要性が高まっている中で、多様な文化を理解しあえるイベントや講座を広く実施し、多文化共生意識の醸成に努めていく。

＜参考＞プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き（本編 p.10～11）

国の動き

- ・出入国管理及び難民認定法改正（平成 31（2019）年 4 月）
- ・日本語教育の推進に関する法律成立（令和元（2019）年 6 月）
- ・外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和 2（2020）年 7 月）
- ・外国人在留支援センター（FRESC/フレस्क）開所（令和 2（2020）年 7 月）
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（令和 2（2020）年 8 月）
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（令和 2（2020）年 9 月）
- ・「日本語教育の参照枠」の報告（令和 3（2021）年 10 月）
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和 4（2022）年 6 月）
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の成立（令和 5（2023）年 5 月）※令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行
- ・出入国管理及び難民認定法改正（令和 6（2024）年 6 月）
- ・特定技能基準省令の一部改正・施行（法務省）（令和 7（2025）年 4 月）

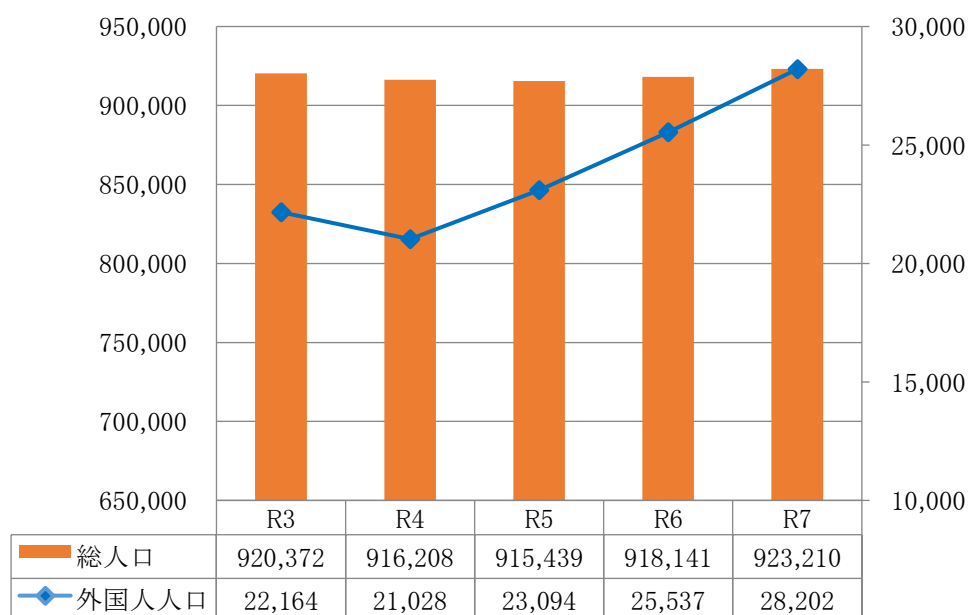
東京都の動き

- ・東京都つながり創生財団設立（令和 2（2020）年 10 月）
- ・「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定（令和 5（2023）年 3 月）
- ・「東京都多文化共生推進指針」の改定（令和 7（2025）年 6 月）

世田谷区の動き

- ・（公財）せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））開設（令和 2（2020）年 4 月）
- ・東京外国人支援ネットワークへの加盟（令和 3（2021）年 11 月）
- ・「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置（令和 4（2022）年 3 月）
- ・「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定（令和 6（2024）年 3 月）

＜参考＞区内在住外国人数過去 5 年間の推移（本編 p.13）



[各年 1 月 1 日時点]

■施策に基づく具体的な取組み■

基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実 (本編 p. 16~17)

…外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

- 「外国人向け日本語教室」及び「せたがや日本語サポーター講座」について、令和6年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）が実施し、各講座の受講者の交流イベントを開催するなど、住民同士の交流機会を提供することができた。
- 地域で日本語教室を運営しているボランティア団体との情報連絡会を行い、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができた。引き続き、外国人住民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、日本語の学習支援を行っていく。

(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進 (本編 p. 18~23、p. 60~61)

…外国人等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

- 「やさしい日本語」研修の継続実施により、職員への「やさしい日本語」の普及啓発を図ることができた一方で、庁内各課におけるチラシ等の更なる多言語化を進め、日本語が分からない区民にも分かりやすい情報発信に努める必要がある。
- 「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」については、庁内における多言語・「やさしい日本語」対応の指針となるよう、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討する必要がある。

(3) 生活基盤の充実【重点】 (本編 p. 24~29)

…外国人等が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と課題】

- 通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の配置拡大により、外国人住民の対応が多い窓口等における窓口業務の効率化及びサービス向上につなげることができた。タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。
- せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来館者数は増加傾向にある。引き続きクロッシングせたがやの周知に努め、外国人住民が気軽に立ち寄ることができる場所として運営していく。

(4) 災害等に対する備えの充実 (本編 p. 30~33)

…平常時から外国人等に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 「外国人向け防災教室」を地域で日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携しながら実施している。参加者の意見・感想等を踏まえながら、「やさしい日本語」を積極的に活用し外国人住民にも理解しやすい防災教室の開催に努めていく。
- 災害時に外国人住民が正確に情報を受け取り適切な行動がとれるよう、多言語化等による分かりやすい情報発信が重要となる。

(5) ICTを活用した環境整備 (本編 p. 34~37)

…情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人等も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

- 令和6（2024）年9月に区ホームページがリニューアルしたことにより、従来の3言語から131言語への自動翻訳が可能となり、外国人住民が情報を取得しやすい環境づくりをすすめることができた。外国人住民向けページにおいては、相談窓口や日本語教室の案内など、外国人住民にとって必要性の高い情報提供を行っている。
- 引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民が適切な情報を得られるよう工夫していく。

基本方針 2 地域社会における活躍の推進

（１）多文化共生の地域交流促進（本編 p. 38～41）

…地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。「せたがや国際メッセ」については、会場規模により前年度よりも少ない入場者数となったが、令和 7（2025）年度は会場拡大及びホストタウンコンサートの同時開催により参加者数の増加を目指す。
- 引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

（２）地域活動への参加促進【重点】（本編 p. 42～43）

…外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

- 令和 4（2022）年度に実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」では、約 25%の外国人住民が「町会・自治会を知らない」と回答している。外国人住民にも分かりやすいよう、「やさしい日本語」や多言語を活用し周知を図る必要がある。
- 引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民がボランティアやイベント等を通して地域社会に参加・活躍できる仕組みづくりを検討していく。

（３）区政への参画推進（本編 p. 44～45）

…区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

【施策に対する評価と課題】

- 外国人住民の意識や意見を把握する機会として、外国人アンケート調査や「外国人との意見交換会」を実施した。外国人アンケート調査は回収率が低い傾向にあるため、回収率向上に向けた工夫を行っていく。意見交換会では、話し合いの意見を多文化共生リーフレットに反映させることにより、参加者の区政参画意識を醸成することができた。
- 引き続き、調査や交流イベント等を通して区政への参加を促進していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

（１）多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】（本編 p. 46～55）

…多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 全 6 回の多文化理解講座の実施や多文化共生啓発リーフレットの作成等、様々な事業を通して多文化共生の意識啓発につなげることができた。リーフレットについては、区民が考えた「多文化共生のキャッチコピー」が掲載されており親しみやすい内容となっているため、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や各イベント等を通して広く周知・啓発を行っていく。
- 今後も様々な機会を活用し、多文化共生の意識醸成に努めていく。

（２）学校教育における多文化共生に関わる教育の推進（本編 p. 56～57）

…幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【施策に対する評価と課題】

- 計 46 名の児童・生徒が姉妹都市 3 市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、国際理解・多文化共生意識を深めることができた。また、学校においては、児童・生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行い、各園・各校における計画的な指導につなげることができた。
- 引き続き、海外派遣・受入や学校等における各取組みを通して、児童・生徒の意識醸成に努める。

（３）多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実（本編 p. 58～59）

…多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

○国際平和交流基金助成による支援団体は前年度よりも増加した。募集にあたっては、オンライン受付も可能とし、手軽に申込が行えるよう工夫を行った。引き続き、申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

（４）不当な差別的取扱いへの対応（本編 p. 58～59）

…多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申し立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

○男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立ては 0 件であった。制度が適切に活用されるよう、委員会のあり方や周知等について検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見（本編 p. 62）

（令和 7 年（2025）年 7 月 8 日 部会開催）

【基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現】

- ・日本語教室開催も定着してきており、今後の実績および評価については、申込者や参加者数をみるだけでなく、地域社会での自立した生活につながったか、日本人との交流機会が増えたかなど、多文化共生の視点を踏まえた評価ができるといい。民間企業と競合する中、日本語支援に行政が取り組む意義が明確であることが大事である。
- ・「外国人相談窓口の運営」について、相談内容を振り返ることで、区内の外国人住民が抱えている課題の把握や区が進めるべき取組みについて検討する良い材料となる。重点施策①「生活基盤の充実」に基づく取組みであるので、是非力を入れて取り組んでいただきたい。また、LINE やメール等、オンラインによる相談も効果的なのではないかと。
- ・職員向け「やさしい日本語」研修について、公民館や美術館、文学館など、区民向け施設における職員に対しても普及できれば良い。

【基本方針 2 地域社会における活躍の推進】

- ・外国人との意見交換会は、外国人住民の声を聞き、また、区民同士が意見を交わす機会として有用と考える。回数を増やし様々なテーマに取り組むなど、さらなる充実に向けた展開に期待する。
- ・「町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進」について、転入者等への配布に限らず、地域での日常生活の中で理解促進を図れる機会があるのではないかと。

【基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】

- ・国際理解教育においては、外国や異文化について学ぶだけでなく、地域の中で「外国人住民と日本人住民が共に生きていく」という多文化共生の視点を取り入れた内容に期待する。
- ・児童・生徒向けの国際理解教育と教員向けの人権教育研修は所管課が区別されていると思うが、多文化共生の推進にあたっては連携が必要だと考える。
- ・区内在住外国人はアジア圏出身の方が多く、子ども達が日常的に接する機会も多いが、小中学生の海外派遣先は主に欧米国諸国であり、ギャップが生じている。今後、アジア諸国との交流も検討いただきたい。